

小規模多機能型居宅介護事業所アウル
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所アウル

利用契約書

有限会社 グッドライフ

様 (以下「契約者」という) と有限会社グッドライフ (以下「事業者」という) (介護予防) 小規模多機能居宅介護事業所アウル (以下「事業所」という) は、契約者が事業者から提供される (介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスを受けることについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という) を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
- 3 事業者が利用者に対して実施する (介護予防) 居宅サービス計画及び、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画 (ケアプランを含む、以下「介護サービス計画」という) は、別紙 『介護サービス計画書』に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約書の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了日の7日前までに契約者から文章による契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、事業所の介護支援専門員に第1条第3項に定める (介護予防) 居宅サービス計画書及び (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

- 3 事業者は、(介護予防)居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、6ヶ月から1年に1回、もしくは利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族の要請に応じて、(介護予防)居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して(介護予防)居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は(介護予防)居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、利用者に対し説明し書面を交付、同意を得た上で決定するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）利用者の居宅に訪問して介護等を行う（以下、「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第5条 (短期利用居宅介護)

- 1 当事業者は次の場合に限り、当事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護提供する。
 - (1) 当事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。
 - (2) 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。
 - (3) 当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。
- 2 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する（介護予防）居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者（利用者）は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者（利用者）は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金と自己負担分（介護保険給付額の1割から3割、割合については介護保険負担割合証に記載）を事業者を支払うものとします。

但し、契約者（利用者）がいまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者（利用者）はサービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 前項のほか、契約者（利用者）は、以下の料金を事業者を支払うものとします。
 - （1）食事の提供に要する費用
 - （2）宿泊にかかる費用
 - （3）（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用。
- 3 前2項に定める利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 4 月途中で要介護度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、事業者は、契約者に対して変更を行う1ヶ月前までに説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の責務

第8条（事業者及びサービス従業者の義務）

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、現に（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、ご家族もしくは代理人に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度が変更された場合には、速やかに契約者に通知することとします。
- 7 事業者は、利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその家族等、代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 8 事業者は、自ら提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 9 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。

第9条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従業者又は従業員は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は契約者に予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者個人やその家族の情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

- 4 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等に使用する場合も契約者（利用者）、ご家族等の同意の下、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 5 事業者は、第18条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供できるものとします。

第四章 利用者及び利用者の代理人の権利

第10条（利用者及び利用者の代理人の権利）

- 1 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利。
- 2 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利。
- 3 安心感と自信をもてるように配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利。
- 4 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利。
- 5 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利。
- 6 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利。
- 7 地域社会の一員として生活し、選挙その他の一般市民として行為を行う権利。
- 8 暴力や虐待および精神的拘束を受けない権利。
- 9 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利。
- 10 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利。

第五章 契約者及び利用者の義務

第11条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、宿泊室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の宿泊室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、宿泊室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第六章 損害賠償（事業者の契約違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に見じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者又は利用者に見失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第七章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援、要介護に該当されないと判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約または解除された場合

第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし利用者の急な病変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が7日間以内の通知でも本契約を解約することができます。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第7条第3項により本契約を解約する場合
 - (2) 契約者が入院した場合
- 3 契約者が第1項の通知を行わずに、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 5 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者または従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合

- (3) 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者（利用者）が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者（利用者）による第6条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者（利用者）が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が入院、施設等への入所等により1カ月を超えてサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合

第19条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了した場合には、契約者（利用者）の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービス、介護事業所の提供者の紹介

第20条（残置物の引取等）

- 1 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、契約者にその旨連絡するものとします。
- 2 契約者は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。

3 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。

但し、その引き渡しに係る費用は契約者の負担とします。

第八章 その他

第21条（非常災害時）

通いサービスの提供中に火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年3回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、サービス従事者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者もしくは防火管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。

第22条（事故発生時の対応）

- 1 利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録を整備します。

第23条（緊急の対応）

事業者は、現に通いサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師、または協力医療機関の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第24条（連携）

事業者は小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、地域住民、保健医療サービス、福祉サービスを提供するもの等との密接な連携に努めます。

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者（利用者）またはご家族等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を別紙重要事項説明書の通り設置して適切に対応するものとします。

第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者（利用者）、ご家族等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者名	有限会社 グッドライフ
住所	北海道伊達市舟岡町337-1
事業所名	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 アウル 小規模多機能型居宅介護事業所アウル 北海道伊達市弄月町50-28
代表者氏名	代表取締役 宮崎直人

契約者住所 (利用者)	
氏名	印

代筆者住所 (続柄)	
氏名	印
(代筆理由 :)